

広島県告示第六百四十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によつて、地方港湾三高港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年八月三十一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

令和四年八月十八日

三高港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾三高港放置等禁止区域

三高港地区

1 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点六を基点一から南側の水際線に沿つて結んだ線に囲まれた区域

2 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 江田島市沖美町の国土地理院四等三角点「高祖」（北緯三四度一五分二八秒七三三七、東経一三二度二三分四一秒六四三二、標高九七・〇四メートル）

基点一 基準点から五〇度〇四分三八秒の方向三五八・一五メートルの点

基点二 基点一から一〇度四七分〇一秒の方向一九六・〇一メートルの点

基点三 基点二から九二度四〇分五九秒の方向八〇四・〇三メートルの点

基点四 基点三から一〇二度三三分五八秒の方向六三二・七二メートルの点

基点五 基点四から二一〇度二一分二六秒の方向四五・五九メートルの点

基点六 基点五から二〇〇度一〇分四八秒の方向三六・〇五メートルの点

二 地方港湾三高港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物